

◎国会法等の一部を改正する法律

(平成二六年六月二七日法律第八六号)(衆)

一、提案理由(平成二六年六月一〇日・衆議院議院運営委員会)

○中谷(元)議員 ただいま議題となりました国会法等の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案につきまして、自由民主党及び公明党を代表して、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

これらの案は、昨年成立した特定秘密の保護に関する法律附則十条の規定に基づく検討を踏まえ、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について定めるものであります。

その趣旨は、国会が特定秘密の提出を受ける際の保護措置を講じることにより、国会において政府から特定秘密の提出を受けることができるようにするところにあります。

次に、改正の内容について、順次御説明いたします。

まず、国会法等の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、各議院にそれぞれ、情報監視審査会を設置すること

であります。

第二に、情報監視審査会の任務及び権限でありまして、大きく二つあります。

一つは、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を監視し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすることであり、勧告をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるとしております。

もう一つは、外務委員会や安全保障委員会などからの要請を受けて、当該委員会等に対する特定秘密の提出の求めに行政機関の長が応じないことについての審査をし、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該委員会等に対して特定秘密を提出すべき旨の勧告をすることであり、

第三に、国会における保護措置についてであります。国会に提出された特定秘密が万に一つも漏れることがないよう、さまざまな保護措置を講じることとしておりますが、この法律案では、そのうち、情報監視審査会の事務を行う職員に適性評価を課すことを定めております。

……(略)……

なお、法律案については、特定秘密の保護に関する法律の施

行の日から施行することとし、規則案及び規程案については、それぞれ、それにあわせて施行するものとしております。

以上が、この法律案、規則案及び規程案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同してくださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院議院運営委員長報告(平成二六年六月一三日)

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました各案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、町村信孝君外二名提出の国会法等の一部を改正する法律案は、特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めようとするものであります。

……………(略)……………

各案は、去る六月十日にそれぞれ本委員会に付託され、同日提出者中谷元君及び大島敦君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、翌十一日に質疑に入り、十二日には、参考人から意見聴取を行い、さらに森国務大臣の出席を求め慎重審議を行い、

国会法等の一部を改正する法律

同日質疑を終局いたしました。

……………(略)……………

次いで、各案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決を行った結果、まず、大島敦君外四名提出の国会法の一部を改正する法律案については、賛成多数をもって否決すべきものと決しました。次に、町村信孝君外二名提出の国会法等の一部を改正する法律案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、町村信孝君外二名提出の衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案の修正案及び修正部分を除く原案については、賛成多数をもっていずれも修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院議院運営委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○岩城光英君 ただいま議題となりました国会法等改正案外二案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国会法等の一部を改正する法律案は、衆議院提出に係るもので、特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会

における特定秘密の保護措置を定めようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、三案を一括して議題とし、国会法等改正案について衆議院議員大口善徳君から、参議院規則改正案及び参議院情報監視審査会規程案について長谷川岳君からそれぞれ趣旨説明を聴取した後、発議者及び森国務大臣等に対し質疑を行いました。その詳細は会議録に譲ります。

三案に対する質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決に入ることの動議が提出され、本動議は多数をもって可決されましたので、三案を順次採決の結果、三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。